

県南広域振興局長告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和4年11月29日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

- 1 路線名 107号
- 2 供用開始の区間 和賀郡西和賀町大石43地割118番地先から114番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
  - (2) 期間 令和4年11月29日から令和5年1月4日まで